9　経済産業大臣は、第一項の規定により機械その他の減価償却資産を指定したときは、これを告示する。

10　国土交通大臣は、第四項、第五項又は第八項の規定により船舶を指定したときは、これを告示する。

第五条の八第十二項を削る。

第六条の二の次に次の一条を加える。

（特定事業継続力強化設備等の特別償却）

第六条の二の二　法第十一条の四第一項に規定する政令で定める規模のものは、機械及び装置にあつては一台又は一基（通常一組又は一式をもつて取引の単位とされるものにあつては、一組又は一式。以下この条において同じ。）の取得価額（所得税法施行令第百二十六条第一項各号の規定により計算した取得価額をいう。以下この条において同じ。）が百万円以上のものとし、器具及び備品にあつては一台又は一基の取得価額が三十万円以上のものとし、建物附属設備にあつては一の建物附属設備の取得価額が六十万円以上のものとする。

第六条の三第一項各号及び第十二項各号中「平成三十一年三月三十一日」を「平成三十三年三月三十一日」に改める。

第六条の四の見出しを「（医療用機器等の特別償却）」に改め、同条第一項中「）の」を「。第三項において同じ。）の」に改め、「いう）の下に「。第三項において同じ」を加え、同条第二項第一号中「指定するもの」の下に「（医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第三十条の十四第一項に規定する構想区域等内の病院における効率的な活用を図る必要があるものとして厚生労働大臣が財務大臣と協議して指定するものにあつては、厚生労働大臣が定める要件を満たすものに限る。）」を加え、同条第三項中「前項第一号」を「第二項第一号」に改め、「器具及び備品を」の下に「指定し、若しくは要件を定め、第四項の規定により事項を定め、又は同項第一号の規定により機能別の機器の種類を」を加え、同項を同条第七項とし、同条第二項の次に次の四項を加える。

3　法第十二条の二第二項に規定する政令で定める規模のものは、器具及び備品（医療用の機械及び装置を含む。次項において同じ。）にあつては一台又は一基の取得価額が三十万円以上のものとし、ソフトウエアにあつては一のソフトウエアの取得価額が三十万円以上のものとする。

4　法第十二条の二第二項に規定する政令で定めるものは、器具及び備品並びに特定ソフトウエアのうち、医療法第三十条の二十一第一項第一号に掲げる事務を実施する都道府県の機関（同条第二項の規定による委託に係る事務（同号に掲げる事務に係るものに限る。）を実施する者を含む。以下この項において「相談機関」という。）の助言を受けて作成される医師その他の医療従事者の勤務時間を短縮するための計画として医療従事者の勤務時間の短縮のための対策、その対策に有用な設備の機能その他の厚生労働大臣が定める事項が記載された計画（当該相談機関の長（当該相談機関が同条第二項の規定による委託を受けた者である場合には、当該相談機関の長及びその委託をした都道府県知事）による医師の勤務時間の短縮に特に資するものである旨の確認があるもの（記載された当該事項につき変更がある場合には、その変更後の計画に係る当該確認があるもの）に限る。以下この項において「医師等勤務時間短縮計画」という。）に基づき当該個人が取得し、又は製作するもの（第一号において「計画設備等」という。）として当該医師等勤務時間短縮計画に記載されたもの（次に掲げる要件の全てを満たす場合における当該記載されたものに限る。）とする。

一　当該医師等勤務時間短縮計画に当該計画設備等が医療従事者の勤務時間の短縮に資する機能別の機器の種類として厚生労働大臣が指定するものに該当する旨の記載があること。

二　当該医師等勤務時間短縮計画の写しを法第十二条の二第二項の規定の適用を受ける年分の確定申告書に添付すること。

5　前項に規定する特定ソフトウエアとは、電子計算機に対する指令であつて一の結果を得ることができるように組み合わされたもの（これに関連する財務省令で定める書類を含む。）をいう。

6　法第十二条の二第三項に規定する政令で定めるものは、同項に規定する構想区域等内において医療保健業の用に供される病院用又は診療所用の建物及びその附属設備のうち次に掲げる要件のいずれかに該当するもので、当該構想区域等に係る同項の協議の場における協議に基づく病床の機能区分（医療法第三十条の十三第一項に規定する病床の機能区分をいう。第二号において同じ。）に応じた病床数の増加に資するものであることについて当該構想区域等に係る都道府県知事のその旨を確認した書類を法第十二条の二第三項の規定の適用を受ける年分の確定申告書に添付することにより証明がされたものとする。

一　医療保健業の用に供されていた病院用又は診療所用の建物及びその附属設備（次号において「既存病院用建物等」という。）についてその用途を廃止し、これに代わるものとして新たに建設されるものであること。

二　その改修（法第十二条の二第三項に規定する改修をいう。）により既存病院用建物等において病床の機能区分のうちいずれかのものに応じた病床数が増加する場合の当該改修のための工事により取得又は建設をされるものであること。

第七条の見出しを「（特定都市再生建築物の割増償却）」に改め、同条第一項中「特定都市再生建築物等」を「特定都市再生建築物」に改め、同条第二項中「第十四条第二項第一号イ」を「第十四条第二項第一号」に改め、同項第一号中「第十四条第二項第一号」を「第十四条第二項」に、「同号」を「同項」に改め、同条第二項に」に改め、同項第三項中「第十四条第二項第一号」を「第十四条第二項」に、「同号」を「同項」に改め、同条第四項を削り、同条第五項中「又は構築物」を削り、同項を同条第四項とする。

第十条第一号を削り、同条第二号を同条第一号とし、同条第三号から第七号までを一号ずつ繰り上げ、同条に次の一号を加える。

七　所得税法等の一部を改正する法律（平成三十一年法律第六号）附則第三十二条第四項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十一条の規定による改正前の租税特別措置法第十四条の規定

第十四条第四項第二号中「各年の」の下に「この項の規定を適用しないで計算した場合における」を加える。

第十八条の六第一項中「（これらの規定を第三十九条の二十八の二第一項の規定により適用する場合を含む。）」を削る。

第二章第七節の二の節名中「退職所得」を「退職所得等」に改める。

第十九条の三の見出し中「新株予約権等」を「新株予約権」に改め、同条第一項中「又は会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第六十四条の規定による改正前の商法（明治三十二年法律第四十八号）第二百八十条ノ二十一第一項の決議に基づき無償で発行された同項に規定する新株予約権」を削り、同条第二項中「第十六項」を「第二十五項」に改め、同条第五項中「及び第十六項」を「、第七項第二号イ及び第二十五項」に改め、「若しくは新株引受権（同項に規定する新株引受権をいう。以下この条において同じ。）又は株式譲渡請求権（同項に規定する株式譲渡請求権をいう。以下この条において同じ。）」及び「若しくは新株引受権又は株式譲渡請求権」を削り、同条第七項第一号中「若しくは新株引受権又は株式譲渡請求権」を削り、「特定株式」を「取締役等の特定株式」に改め、同項第二号イ中「若しくは新株引受権又は株式譲渡請求権」及び「新株の発行又は株式の移転若しくは譲渡を含む。）」を削り、「同条第二項第一号から第三号までの書面（当該行使をする新株予約権が取締役等に対して与えられたものである場合には、同項第一号及び第三号の書面）」に、「特定新株予約権等」を「特定新株予約権」に、「第十六項」を「以下この条」に改め、「（対象株式の発行又は移転若しくは譲渡を含む。）」を削り、「同条第一項第六号」を「法第二十九条の二第一項第六号」に改め、同号ロ中「第十項」を「第十一項」に、「特定株式」を「取締役等の特定株式」に改め、同項第三号中「している特定株式」の下に「（法第二十九条の二第四項に規定する特定株式をいう。以下この条において同じ。）」を加え、「法第二十九条の二第四項」を「同項」に改め、同条第八項中「若しくは新株引受権又は株式譲渡請求権」及び「（新株の発行又は株式の移転若しくは譲渡を含む。）」を削り、同条第九項中「第二十九条の二第四項に